

R4 環環企第 1282 号
令和 4 年 12 月 15 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

仙台市長 郡 和

(仮称) 太白 C C 太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 7 月 28 日付で下記事業者から送付のありました標記について、同法第 10 条第 1 項及び第 4 項並びに電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 46 条の 7 第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代表者の氏名 代表取締役 原田 秀雄
主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目 16 番 19 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
名称 (仮称) 太白 C C 太陽光発電事業
種類 太陽電池発電所の設置の事業
規模 出力 48,000kW
- 3 対象事業実施区域
仙台市太白区秋保町湯元、秋保町境野
- 4 環境の保全の見地からの意見
別紙のとおり

【担当】仙台市環境局環境部環境企画課環境影響評価係
〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12
MS ビル二日町 5 階
電話：022-214-8219、FAX：022-214-0580

1 全体事項

- (1) 本事業では、ゴルフ場跡地を活用する計画とされているものの、一部で土地の改変を行う上、計画地周辺には住宅等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う生活環境への影響が懸念される。このことを踏まえ、環境影響評価項目の選定にあたっては、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(環境省・経済産業省)に示された参考項目に限らず、周辺環境への影響が小さいという予見をもつことなく、事業特性や地域特性を踏まえた幅広い項目選定に努めること。また、選定しない項目については、図面等を記載した上で、その根拠についてわかりやすく準備書に示すこと。
- (2) 近年、集中豪雨の激甚化や発生頻度の増加により、全国的に水害及び土砂災害等が発生していることから、排水計画や造成計画等の検討にあたっては、環境影響評価制度の趣旨に鑑み、各種法令等の基準を満たした上で安全側の設計とするなど、自然環境や生活環境に関して最大限に配慮すること。
- (3) 事業計画の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。

2 個別事項

(大気質)

- (1) 大気質の現地調査にあたっては、本事業の実施による影響を適切に評価できるよう、可能な限り予測地点の近傍に調査地点を設けること。
- (2) 計画地周辺には住宅等が存在することから、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質への影響について、必要に応じて予測・評価すること。

(水環境)

- (3) 事業の実施に伴う計画地からの雨水排水について、放流先河川等へ影響を与えないような排水計画を検討するとともに、防災調整池の容量及び調整能力の設定根拠も含め、大雨時の水害に対する安全性について準備書に示すこと。

(土壌環境)

- (4) 本事業では、防災調整池やパネル基礎の設置等、一部で土地の改変を伴う計画であり、さらにゴルフ場造成時の盛土を含め、災害の危険性がある地盤の存在が想定されることから、本事業の実施に伴う土地の安定性への影響が懸念される。このことから、地質調査の結果や過去の災害履歴の調査結果等を踏まえ、造成箇所やパネル設置箇所における地形や地質の状況について明らかにした上で、土砂災害を発生させない造成計画を検討すること。

特に、計画地内に計12カ所もの防災調整池を設置する計画としていることから、詳細な図面を記載した上で、科学的根拠に基づき大雨時や地震時の土地の安定性について準備書に示すこと。

(動物・植物)

- (5) 動物の生息環境及び採餌環境等への影響については、予測対象に応じて適切な予測・評価の手法を選定するとともに、その選定根拠について準備書に明記すること。

- (6) 反射光の影響について、鳥類のパネルへの衝突が発生する可能性を考慮し、水鳥の生息が一定数確認された場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (7) 計画地のため池の一部を防災調整池に転換する計画であることから、ため池に生育する水生生物への影響について予測するとともに、予測結果に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (8) 造成箇所への保護植栽については、郷土種を活用するなど、地域の生態系に配慮した計画とすること。

(廃棄物等)

- (9) 採用するパネルについては、有害物質の流出に対する地域住民等の不安の払拭のため、「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版）」（一般社団法人太陽光発電協会）等に示される含有化学物質に関する部位ごとの含有率を準備書に記載し、その安全性を示すこと。
- (10) 施設の供用開始後については、パネルの交換頻度等を考慮した上で廃棄物発生量を予測し、可能な限り再利用及び再資源化を行うとともに、各種法令等に基づき適切に処理する計画を準備書にて示すこと。

(温室効果ガス等)

- (11) 森林伐採による二酸化炭素の吸収量への影響を適切に予測・評価した上で、本事業による温室効果ガスの削減量を評価し、準備書にて示すこと。